

北九州市産業廃棄物処理施設の設置に係る  
紛争の予防及び調整に関する要綱

北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課

# 北九州市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱

平成 3 年 北九州市告示第 160 号  
一部改正 平成 6 年 北九州市告示第 1 号

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

**第 1 条** この要綱は、産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画の事前公開、これに対する意見を求める手続きその他紛争の予防及び調整に関し必要な事項を定めることにより、地域住民と設置者との紛争の予防及び解決を図り、もって生活環境の保全に寄与することを目的とする。

### (定 義)

**第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物処理施設 産業廃棄物を処理するための施設で別表に掲げるものをいう。
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置 産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又は次に掲げる規模の変更をすることをいう。
  - ア 別表第 1 号に規定する施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。)第 7 条第 9 号から第 13 号まで及び第 14 号イに規定するものを除く。)又は同表第 2 号から第 5 号までに規定する施設にあつては、それぞれ当該各号に定める処理能力の規模以上の増大を伴う変更
  - イ 別表第 1 号に規定する施設のうち政令第 7 条第 9 号から第 13 号まで若しくは第 14 号イに規定するもの又は同表第 6 号に規定する施設にあつては、処理能力の 10 パーセント以上の増大を伴う変更
- (4) 紛争 産業廃棄物処理施設の設置に伴って生じる生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)への影響に関する関係住民と設置者との間の争いをいう。
- (5) 設置者 産業廃棄物処理施設の設置をしようとする者をいう。
- (6) 関係地域 産業廃棄物の処理施設の設置に伴い生活環境に著しい影響が生じるおそれがある地域として第 6 条第 1 項の規定により市長が定めた地域をいう。

- (7) 関係住民 関係地域内に住所を有する者、関係地域内で農業、林業、漁業等に  
従事する者及び関係地域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。

#### (市の責務)

**第3条** 市は、この要綱に規定する産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画の事前  
公開、紛争の予防及び解決その他の手続きが円滑かつ適切に行われ、事業の実施に  
際し、生活環境の保全について適切な配慮がなされるよう努めるものとする。

#### (設置者及び関係住民の責務)

**第4条** 設置者は、産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、生活環境が適正に保全  
されるよう必要な措置を講ずるとともに、紛争の予防及び調整に関して市長が行う  
施策に協力しなければならない。

- 2 設置者及び関係住民は、相互の立場を尊重するとともに、紛争が生じたときは、  
自主的に解決するように努めなければならない。

### 第2章 紛争の予防に係る手続等

#### (事業計画書の提出)

**第5条** 設置者は、産業廃棄物処理施設の設置をしようとするときは、大気汚染、水  
質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、文化財、景観及び防災についてあらかじめ  
必要な調査を行ったうえ、次に掲げる事項を記載した事業計画書（以下「事業計画  
書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 施設の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類
- (3) 設置場所
- (4) 処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量  
をいう。）
- (5) 処理方式、構造及び設備の概要
- (6) 放流水の水質及び水量、放流方法並びに放流先の概況
- (7) 生活環境の保全のための措置及びその結果期待される効果
- (8) 産業廃棄物処理施設の設置に伴い、生活環境に著しい影響が生じるおそれがあ  
ると認められる地域

- 2 前項の事業計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 当該施設の位置を明らかにする図面
- (2) 付近の見取図
- (3) 施設の配置図
- (4) 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

(5) 生活環境の保全に係る事項についての調査の結果を記載した書類

(6) 最終処分場にあつては、次に掲げる書類及び図面

イ 周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

ロ 埋立処分の計画を記載した書類

(7) 最終処分場以外の施設にあつては、処理工程図

3 事業計画書は、法第14条第1項若しくは第4項、第14条の2第1項、法第14条の4第1項若しくは第4項、法第14条の5第1項、法第15条第1項若しくは法第15条の2第1項の規定による許可の申請又は法第14条の3及び法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出の前に提出しなければならない。

#### (関係地域の指定及び知事との調整)

**第6条** 市長は、前条第1項の規定による事業計画書の提出があつたときは、事業計画書に係る関係地域を定めなければならない。

2 市長は、前項の規定により関係地域を定めたときは、速やかに、その旨を設置者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の関係地域を定めるに当たって、当該産業廃棄物処理施設が市の区域外の区域（福岡県の区域に限る。）の住民の生活環境に著しい影響を及ぼすと判断したときは、福岡県知事と必要な調整を行うものとする。

#### (公告及び閲覧)

**第7条** 市長は、前条第2項の規定による通知をしたときは、速やかに、事業計画書の提出があつた旨、関係地域、閲覧の場所その他必要な事項を公告し、事業計画書を当該公告の日から30日間、閲覧に供しなければならない。

2 前項の場合において、市長は、あらかじめ、公告する内容を設置者に通知するものとする。

3 設置者は、前項の通知を受けたときは、関係住民に対し、印刷物の配布、関係地域内での掲示板への掲示その他の方法により、事業計画書を作成した旨、第1項の閲覧の場所その他市長が必要と認める事項について周知に努めなければならない。

#### (周知計画書の提出)

**第8条** 設置者は、前条第3項の規定により関係住民に対し周知を図ろうとするときは、あらかじめ、周知計画書を市長に提出しなければならない。

#### (説明会の開催等)

**第9条** 設置者は、第7条第1項の閲覧期間内に、関係地域内において事業計画書の説明会を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催

する適当な場所がないときは、関係地域以外において開催することができる。

- 2 設置者は、前項の説明会の開催のほか、関係住民に対し、事業計画書について、その概要を記載した書類の配布その他の方法により、周知に努めなければならない。
- 3 市長は、設置者が第1項の説明会を正当な理由がなく開催しないときは、当該設置者に対し、期限を付して説明会を開催するよう求めるものとする。この場合において、市長は、第7条第1項の閲覧期間内に説明会を開催することが困難であると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該閲覧期間を経過した後であっても説明会を開催するよう求めることができる。
- 4 第1項の説明会及び前項の規定により市長が開催するよう求めた説明会は、開催することができない正当な理由がある場合は、開催することを要しない。この場合において、設置者は、説明会を開催しなかった理由を市長に報告しなければならない。
- 5 市長は、第1項の説明会及び第3項の規定により市長が開催するよう求めた説明会が開催されるときは、その職員をこれに立ち合わせることができる。

#### (実施状況の報告書の提出)

- 第10条** 設置者は、周知計画書に記載した説明会の開催等により事業計画書について周知を図ったときは、その実施状況について、報告書を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の報告書には、説明会において配布した書類及び図面を添付しなければならない。

#### (事業計画書に対する意見書の提出等)

- 第11条** 事業計画書について生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、第7条第1項の規定による公告の日から起算して45日を経過する日(同項の規定による閲覧期間満了の日までに説明会が終了しない場合にあつては、当該説明会が終了した日から起算して15日を経過する日)までに、意見書を市長に提出することができる。
- 2 市長は、前項の意見書の提出があつたときは、速やかに、その写し又は意見の要旨を記載した書面(以下「意見書等」という。)を設置者に送付するものとする。

#### (見解書の提出等)

- 第12条** 設置者は、意見書等の送付を受けたときは、遅滞なく、意見書等に対する見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。
- 2 設置者は、前項の規定による見解書の提出後、関係住民に対し、見解書について、説明会の開催、見解書の配布その他の方法により、周知に努めなければならない。

#### (指導及び助言)

**第13条** 市長は、第11条第1項の意見に十分配慮し、生活環境の保全上の見地から、設置者に対し、事業計画書について必要な指導又は助言を行うものとする。

2 市長は、前項の指導又は助言を行おうとするときは、必要に応じて北九州市産業廃棄物調整委員の意見を聴くものとする。

#### (生活環境の保全に関する協定の締結)

**第14条** 市長は、関係住民が事業計画の実施に関し、設置者との間において、生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結しようとするときは、その内容について必要な助言を行うものとする。

#### (設置の着手の制限)

**第15条** 設置者は、第13条第1項の規定による市長の指導又は助言に対し、必要な措置を講じた後でなければ産業廃棄物処理施設の設置に着手してはならない。

#### (事業計画又は周知計画の変更の届出等)

**第16条** 設置者は、事業計画書についてその記載事項の内容を変更しようとするときは、事業計画変更届を、周知計画書についてその記載事項の内容を変更しようとするときは周知計画変更届を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業計画変更届には、第5条第2項各号に掲げる書類及び図面のうち、当該変更に係るものを添付しなければならない。

3 第1項の規定による事業計画変更届の提出があった場合において、その変更をしようとする部分が第5条第1項第1号から第5号までに掲げる事項に該当するものであるときは、その部分に係る事業計画の事前公開その他の手続きは、第5条から前条までの規定の例により行うものとする。ただし、軽微な変更にあつては、この限りではない。

#### (事業計画の廃止の届出)

**第17条** 事業計画書を提出した設置者は、当該事業計画を実施しないこととしたときは、速やかに、事業計画廃止届により市長に届け出なければならない。

### 第3章 紛争のあっせん

#### (あっせん)

**第18条** 紛争が生じたときは、設置者及び関係住民の双方又は一方は、市長に対し、あっせんの申請をすることができる。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、あっせんの必要がないと認めたとき、又は事件がその性質上あっせんをするのに適当でないとして認めたときを除き、あっせんを行うものとする。
- 3 市長は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めなければならない。この場合において、市長は、あらかじめ、北九州市産業廃棄物調整委員の意見を聴かななければならない。

#### (あっせんの打ち切り)

- 第19条** 市長は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。
- 2 市長は、前項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

### 第4章 雑 則

#### (報告の徴収)

- 第20条** 市長は、この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

#### (勸 告)

- 第21条** 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- (1) 第5条第1項の規定による事業計画書の提出をせず、又は虚偽の事業計画書の提出をしたとき。
  - (2) 第9条第3項の規定により市長が開催するよう求めた説明会を正当な理由がなく開催しないとき。
  - (3) 第12条第1項の規定による見解書の提出をしないとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱に規定する手続きの全部若しくは一部を正当な理由がなく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったとき。

#### (北九州市産業廃棄物調整委員)

- 第22条** 市長は、第13条第2項及び第18条第3項に規定する北九州市産業廃棄物調整委員（以下「委員」という。）を学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、5人以内で委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

#### (国等に関する特例)

**第23条** 国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして市長が指定した法人（以下「国等」という。）が産業廃棄物処理施設の設置をしようとするときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に係る第2章の紛争の予防に係る手続き等については、この要綱の規定にかかわらず、市長と国等との協議により行うものとする。

#### (適用除外)

**第24条** 次に掲げる産業廃棄物処理施設については、この要綱の規定は、適用しない。

- (1) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づき市長の許可を受けて設置する産業廃棄物処理施設
- (2) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車に搭載され、又は牽引される産業廃棄物処理施設
- (3) 災害、老朽化に伴う解体等により産業廃棄物処理施設が滅失し、滅失前と同一の場所に設置する産業廃棄物処理施設（滅失前の規模以下のものであって、滅失前と同等以上の環境保全上の措置が講ぜられていると認められるものに限る。）
- (4) 産業廃棄物を排出する者が当該産業廃棄物を自ら処理する産業廃棄物処理施設（当該産業廃棄物を排出する工場又は事業場の敷地内に設置するものに限る。）
- (5) 設置場所周辺の相当範囲にわたる地域の住民と設置者との間において、この要綱の趣旨に則して紛争の予防及び調整が図られ、その設置について合意の形成がなされていると市長が認める産業廃棄物処理施設（平成3年8月31日までに合意の形成がなされたものに限る。）

#### (委 任)

**第25条** 事業計画書等の様式その他この要綱の施行に関して必要な事項は、環境局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成6年1月4日から施行する。

別表（第2条関係）

- (1) 政令第7条各号に規定する産業廃棄物の処理施設
- (2) 政令第2条第4号又は第10号に規定する産業廃棄物の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が10トンを超えるもの。
- (3) 政令第2条第4号又は第10号に規定する産業廃棄物の乾燥施設であって、1日当たりの処理能力が10トン（天日乾燥施設にあつては、100トン）を超えるもの。
- (4) 政令第2条第7号に規定する産業廃棄物の破砕施設であって、1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの。
- (5) 汚泥又は政令第2条第2号若しくは第4号に規定する産業廃棄物の発酵施設であって、1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの。
- (6) 政令別表第5の下欄に掲げる物質を含む産業廃棄物のコンクリート固化施設又はコンクリート固型化施設（政令第7条第9号に規定するコンクリート固型化施設を除く。）

# 要綱手続きフロー図

